

福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱

(制 定 令和4年7月25日4水田第948号)

(趣旨)

第1条 知事は、福岡県産米の米粉（以下「県産米粉」という。）を使用した新商品の開発・販売等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県産米粉を使用した新商品の開発・販売を支援することにより、県産米粉の認知度を向上させるとともに、需要を拡大し、米粉用米等の生産拡大と農業者の所得向上に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、別表に定める要件をすべて満たした者とする。

2 事業実施主体は、以下に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有するもの

(重複申請等の制限)

第4条 同一の事業内容で他の事業（国及び県の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（事業実施主体となりうる者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えないが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外し、又は事業実施主体となりうる者の選定の決定若しくは補助金の交付決定を取り消す場合がある。

2 同一の事業内容で他の事業（国及び県の補助事業等）の補助金等の交付を受けている場合、又は事業実施主体となりうる者の選定の決定前に、申請した他の事業が完了している場合は、この事業の審査の対象から除外され、又は事業実施主体となりうる者の選定の決定若しくは補助金の交付決定を取り消す場合がある。

(補助の対象及び補助率等)

第5条 補助金交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

（交付決定の通知）

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を事業実施主体に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、規則第7条第1項の規定により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（申請内容の変更承認等）

第9条 事業実施主体は、交付申請書の記載事項について、別表の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3号。以下「変更交付申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は第1項及び第2項の承認をしたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 事業実施主体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、福岡県産米粉商品開発支援事業中止（廃止）申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払）

第11条 事業実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金概算払請求書（様式第6号。以下「概算払請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業の着手)

第13条 事業実施主体は、第7条の規定による交付決定の通知を受けた後に事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合、事業実施主体がその理由を明記した福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付決定前着手届(様式第7号)を知事に提出した上で行う取組は、第7条の規定による交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

3 前項の規定により、交付決定の通知を受ける前に事業を実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担になること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(実績報告)

第14条 事業実施主体は、補助事業の完了した場合は、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)をその日から起算して1月を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書に該当した事業実施主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して実績報告書を提出しなければならない。

3 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金消費税仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、事業実施主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(事業成果報告)

第15条 別表の事業名の欄に掲げる1の(2)の事業を実施した事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から3年間、福岡県産米粉商品開発支援事業実施成果報告書(様式第10号)を毎年6月20日までに知事に提出しなければならない。

(帳簿及び関係書類等の整備)

第16条 事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 規則第20条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林畜水産省令第18号）第5条の別表に定められた期間とする。

2 規則第20条第1項第2号の機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるものは、事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

(管理運営)

第18条 事業実施主体は、補助事業により整備した機器等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることとする。

2 事業実施主体は、補助事業で整備した機器等について、事業名、取得年度、事業費、事業実施主体名等を記載表示するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第19条 事業実施主体は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他)

第20条 知事は、事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要綱に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

事業名	事業実施主体	採択基準	補助金交付の対象となる経費	補助率	重要な変更
1 福岡県産米粉商品開発支援事業					
(1) 試作品の開発に係る経費の助成	<p>県産米粉を使用した新商品の開発・販売を行う意思があり、的確に実施することができる事業者であって、以下に掲げるすべての要件を満たす者。</p> <p>1 福岡県内に事業所(本社または支店)を有すること。</p> <p>2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。</p>	<p>以下に掲げるすべての要件を満たしていること。</p> <p>1 県が委託する事業者が主催する一次審査会で助成対象者に選定されること。</p> <p>2 商品の原料に使用する米粉は、すべて県産米粉を使用すること。</p> <p>3 試作品は、事業実施者がこれまでに販売をしていない新規性のある商品であること。</p>	<p>試作品の開発等に必要な以下の取組に係る経費 (賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、原材料費、備品購入費等)</p> <p>1 検討会の開催 2 市場調査 3 専門家への相談 4 試作用原料の調達 5 成分分析 6 試作のための機器整備(但し、取得価格が50万円未満のものに限る)</p>	10/10 (上限200万円)	1 補助金額の変更 2 事業の廃止
(2) 新商品の製造・販売開始に係る経費の助成	同上	<p>以下に掲げるすべての要件を満たしていること。</p> <p>1 県が委託する事業者が主催する最終審査会で助成対象者に選定されること。</p> <p>2 商品の原料に使用する米粉は、すべて県産米粉を使用すること。</p> <p>3 新商品は、事業実施者がこれまでに販売をしていない新規性のある商品であること。</p>	<p>新商品の製造・販売開始に必要な以下の取組に係る経費 (賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、原材料費、備品購入費等)</p> <p>1 検討会の開催 2 市場調査 3 専門家への相談 4 パッケージ、ラベルデザインの作成 5 テスト販売用の原料の調達 6 広告宣伝 7 成分分析 8 新商品の製造・販売のための機器整備(但し、取得価格が50万円未満のものに限る)</p>	1/2以内 (上限500万円)	1 補助金額の変更 2 事業の廃止

福岡県知事 殿

申請者
所在地
名 称
代表者 (職・氏名)
(記名押印又は署名)

令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、補助金 円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分

事業 実施 主体名	事業内容	事業費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
			県 費 (A)	その他 (B)	
		円	円	円	減額した額 〇〇〇円
	消費税額				
	計				

注1) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について記入すること。
これを減額した場合には「減額した額〇〇円」、同相当額がない場合には「該当なし」、同相当額が明らかでない場合には「含消費税等相当額」とそれぞれ記入すること。

注2) 申請内容の変更承認申請の場合は、事業の目的欄に変更理由を添えて記載すること。
また、変更部分は二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）とすること。

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
〇〇〇					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

5 事業完了（予定）年月日
年 月 日

6 添付書類

- (1) 事業実施主体の定款等の写し（実施計画書に添付している場合を除く）
- (2) 事業実施主体の収支がわかる書類（実施計画書に添付している場合を除く）
- (3) 構成員名簿（別紙様式）（既に提出している場合を除く）
- (4) その他知事が指示した資料

(様式第1号、様式第3号 別紙様式)

構成員名簿

事業実施主体名	
---------	--

役職名	氏名か (半角で入力、 姓と名は半角スペースで分ける)	氏名 (姓と名は全角スペースで分ける)	生年月日				性別 男性:M 女性:F
			元号 大正:T 昭和:S 平成:H	年	月	日	

※役員全員を記載すること。
 ※暴力団排除事務処理マニュアルの様式に基づく

様式第2号（第7条関係）

番 号
（ 所 在 地 ）
申 請 者 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号で申請のあった令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。）第4条の規定に基づき、下記により金 円を交付します。

〇〇年〇〇月〇〇日

福岡県知事 氏 名 印

記

- この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号で申請のあった令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業とし、その内容は当該申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 補助金の確定額は、当該補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱（令和4年 月 日付け4水田第948号。以下「交付要綱」という。）別表に掲げる補助率を乗じて得た額と、補助金の額とのいずれか低い方の額（変更された場合は、変更された額とする。）とする。
- 補助事業者は、交付規則及び交付要綱に従わなければならない。
- 交付規則及び交付要綱又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- 6 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 7 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 8 この補助金に係る収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 9 補助事業により取得した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

福岡県知事 殿

申請者
所在地
名 称
代表者 (職・氏名)
(記名押印又は署名)

令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金変更交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり計画を変更したいので、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱第9条第1項（第2項）の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分
- 4 収支予算
- 5 事業完了予定年月日

注1) 2～5は、交付申請書（様式第1号）に準じる。

注2) 変更部分は二段書きとし、上段に変更前を括弧書きで記載し、下段に変更後を記載する。

注3) 添付資料は、変更がある場合のみ、変更後を添付する。

様式第4号（第9条関係）

番 号
（ 所 在 地 ）
申 請 者 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号で交付決定した令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金に係る、〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号の変更交付申請については、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の額については下記により金 円を変更交付します。

〇〇年〇〇月〇〇日

福岡県知事 氏 名 印

記

- この補助金の変更交付の対象となる事業は、〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号で変更交付申請のあった令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金とし、その内容は当該変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとし、その他については、〇〇年〇〇月〇〇日付け第 号による交付決定通知書のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

様式第5号（第10条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者
所在地
名 称
代表者 （職・氏名）
（記名押印又は署名）

令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業中止（廃止）申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、
下記のとおり計画を中止（廃止）したいので、福岡県産米粉商品開発支援事業費
補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 事業の内容

福岡県知事 殿

申請者
所在地
名 称
代表者 （職・氏名）

令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号で交付決定のあった標記事業費補助金について、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

事業実施主体名	事業内容	交付決定額 (A) 円	既受領額 (B) 円	今回請求額 (C) 円	残 額 (A-B-C) 円	年月日までの(予定) 出来高 %	事業完了 (予定) 年月日

福岡県知事殿

申請者
所在地
名称
代表者（職・氏名）

令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金
交付決定前着手届

福岡県産米粉商品開発支援事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること、および不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手届の提出から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業費	着手（予定） 年月日	完了予定 年月日	理由

福岡県知事 殿

申請者
所在地
名 称
代表者 （職・氏名）

令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり実施しましたので、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により報告します。

（なお、併せて精算額として金〇〇〇円の交付を請求します。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分
- 4 収支精算
- 5 事業完了年月日
- 6 添付書類
 - (1) 経費内訳表（別紙1もしくは別紙2）
 - (2) 領収書等の経費を確認できる書類
 - (3) その他知事が指示する資料等

注1) 1～5は、交付申請書（様式第1号）に準じる。

注2) 交付申請書（様式第1号）又は変更交付申請書（様式第3号）に記載している内容と相違する部分は二段書きとし、上段に補助金交付申請書又は変更交付申請書に記載した内容を括弧書きで記載する。

(様式8号 別紙1)

経費内訳表 (試作品の開発に係る経費の助成)

事業実施主体名	事業内容	経費の内容	経費(円)	うち県費(円)
	①検討会の開催			
	②市場調査			
	③専門家への相談			
	④試作用原料の調達			
	⑤成分分析			
	⑥試作のための機器整備			

注1) 領収書等の経費を確認できる書類を添付すること

(様式8号 別紙2)

経費内訳表（新商品の製造・販売開始に係る経費の助成）

事業実施主体名	事業内容	経費の内容	経費(円)	うち県費(円)
	①検討会の開催			
	②市場調査			
	③専門家への相談			
	④パッケージ、ラベルデザインの作成			
	⑤テスト販売用の原料の調達			
	⑥広告宣伝			
	⑦成分分析			
	⑧新商品の製造・販売のための機器整備			

注1) 領収書等の経費を確認できる書類を添付すること

福岡県知事 殿

申請者
所在地
名 称
代表者 （職・氏名）

令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号で交付決定通知のあった福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金について、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 福岡県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
(〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 号による額の確定額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

※ 記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体の消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体の消費税確定申告に係る付表2「課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表」の写し
- ・3（消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額）の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる書類も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

※ 記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第10号（第15条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者
所在地
名 称
代表者 （職・氏名）

令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業実施成果報告書

令和4年度実施事業に係る〇〇年度における事業実施成果について、福岡県産米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱第15条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第10号 別紙様式

実施年度	令和4年度	事業主体名	
------	-------	-------	--

(1)新商品の販売状況(米粉の利用状況)

商品名	販売金額			
	目標 (令和6年度)	1年目 実績 (令和4年度)	2年目 実績 (令和5年度)	3年目 実績 (令和6年度)
〇〇〇〇				
福岡県産米粉の使用量(kg)				
目標に対する実績割合(%)	—	%	%	%
参考 新商品の販売数量(個)	—			
達成、未達成要因の説明、改善案	—			

注) 単位は、適宜変更すること。

注) 必要に応じて、記入欄を追加すること。

(3)その他の事業実施効果

1年目(令和4年度)	2年目(令和5年度)	3年目(令和6年度)

注) 地域貢献等(地域雇用、福祉効果、観光PR、農林水産物の知名度向上等)、数字上では現れにくいだが、事業上重要なこれらの効果について、記述すること。